

飛驒市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす)

指定管理者 業務仕様書

令和3年1月

飛驒市市民福祉部

飛驒市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす) 指定管理者 業務仕様書

飛驒市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす) (以下「管理施設」という。)における指定管理者が行う管理運營業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、管理施設の指定管理者の指定にあたり、管理施設の管理運營業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理施設の管理に関する基本的な考え方

管理施設を管理運営するにあたっては、施設設置理念に基づいて、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 地域資源を活用した地域住民との交流を通じ、地域の活性化と利用者の健康増進を図るという設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
 - ア 市民をはじめとする利用者の健康増進と憩いの施設としてサービスの向上に努めること。
 - イ 魅力ある自主事業を実施し、利用者の拡大を図ること。
 - ウ 利用者の安全に確保に努めること。
- (2) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を図ること。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。
- (6) 環境に配慮した施設の管理運営に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名称 飛驒市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす)
- (2) 所在地 飛驒市河合町角川 350 番地 1
- (3) 施設規模 構造 鉄骨造地上 2 階地下 1 階建
延床面積 966.15 m²
- (4) 施設内容 衛生設備 一式、消防用設備 一式、警備機械 一式、
地下タンク設備 一式

4 開館時間

開館時間は、午前 10 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

5 休館日

休館日は、木曜日とし、木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて休館日に開館し、又は休館日以

外の日に休館することができる。

6 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

7 法令等の遵守

管理施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか次の各号に掲げるもの及び施設の管理運営上必要な法令等に基づき行われなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）
- (4) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- (5) 飛驒市健康増進施設条例（令和2年飛驒市条例第59号）
- (6) 飛驒市健康増進施設条例施行規則（令和2年飛驒市規則第●号）
- (7) 飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年飛驒市条例第272号）
- (8) 飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則（平成16年飛驒市規則第225号）
- (9) その他、水道法、建築基準法、消防法、電気事業法、建築物における衛生的環境業務の確保に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、個人情報保護条例、情報公開条例、暴力団排除条例、その他関係法規、条例及び規則等、業務の遂行にあたり必要な法令を遵守すること。

8 業務内容

(1) 主たる業務の内容

- ア 施設の運営に関する業務
- イ 施設等の維持管理に関する業務
- ウ 利用料金の収納に関する業務
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(2) 施設の運営に関すること

ア 職員の雇用に関すること

- ①施設運営管理責任者を1名配置する。
- ②職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないよう定めること。
- ③職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- ④施設管理に従事する者のうち1人は、防火管理者の資格を有していること。
- ⑤施設管理に従事する者のうち1人は危険物取扱者の資格を有していること。
- ⑥職員を雇用、配置する際には、労働基準法及び同法施行規則、その他関係法令等を遵守すること。
- ⑦現に年間を通じ当該施設に勤めている者の雇用、及び新たな従業員を採用する場

合にあつては、地元雇用（市内在住者）に配慮すること。

イ 利用の受付・承認に関すること

①施設の利用に関する受付業務の実施

②利用の申込みの受付等にあたっては次のことに注意すること。

- ・公の秩序または善良なる風俗を乱す恐れがないこと。
- ・施設、設備及び備品を破損する恐れがないこと。
- ・酒酔い・刺青者が、施設を利用する恐れがないこと。
- ・暴力団関係者が、施設を利用する恐れがないこと。
- ・良浴を害する恐れがないこと。
- ・掲示可能箇所以外に、張り紙、ガムテープ等を貼らせないこと。
- ・利用者及び来館者の苦情に関し、適切に対応すること。
- ・電話等での問い合わせに対し、適切に対応すること。

ウ レストランの運営に関すること

施設内設備を利用し、レストランを運営すること。

エ 自動販売機の設置に関すること

施設利用者の利便性向上の一環として、飲料水等の自動販売機を施設の敷地内に設置すること。なお、設置場所等については市とあらかじめ協議すること。

オ 自主事業に関すること

指定管理者は、本業務仕様書に定める業務の範囲外において、施設の活性化を図るため、料金を徴収し、又は自ら経費を負担するなどして、自主事業を計画、実施することができる。

自主事業を実施する場合には、市に自主事業計画書を提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。

自主事業に要する経費には、市が支払う指定管理者委託料をあてることはできない。

(3) 施設、設備及び備品の維持管理に関すること

ア 施設の管理

施設管理については、光熱水費の節減に努め、利用者の安全に配慮し、常に衛生的な状態を保ち、整理整頓を心がけること。

イ 設備の保守管理

設備を適正に管理するため、下記に定める保守点検等管理業務を行うほか、関係法令に基づいた保守点検、検査等を適正に行うこと。

- (a) 浄化槽保守点検（保守点検 月1回、清掃 年1回、法定検査 年1回）
- (b) 消防用設備保守点検（年2回）
- (c) 電気設備保守点検
- (d) 機械設備保守点検
- (e) 地下タンク漏洩点検（年1回）
- (f) 水質検査（年1回）
- (g) レジオネラ菌検査（年1回）

- (h) 簡易専用水道検査 (年1回)
 - (i) 警報機械警備業務
 - ウ 外構施設の管理に関すること
施設の敷地内にある駐車場及び、高木、灌木等の植栽を対象とし、施設の使用及び美観を維持するため清掃、剪定、除草、消毒、除雪等の業務を適正に行うこと。
 - エ 備品、物品の管理に関すること
市が貸与する備品の管理を行うこと。
- (4) 利用料金に関すること
- 利用者のニーズに主体的に対応し、公平性の観点から受益者負担を求めるとの考え方から利用料金制を導入する。
- 指定管理者が、利用料金を設定する際は、その理由、利用料金及び見込まれる利用料金収入、並びに、変更する場合は、その理由を記した利用料金設定・変更承認依頼書を提出しなければならない。
- 指定管理者は、利用料金の設定が市長に承認された場合、利用者等に速やかに告知しなければならない。告知期間は、承認された利用料金を最初に適用する日までに1ヶ月間設けなければならない。
- (5) 業務の一括委託の禁止
- 指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- ただし、本業務の一部について、あらかじめ市の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 個人情報の保護に関すること
- 飛騨市個人情報保護条例及び同施行規則、その他の関係法令を遵守すること。
- (7) 建物総合損害共済保険及び賠償補償保険の加入
- ア 市が付保する公益社団法人 全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済保険料は、市が支払うものとする。
- イ 市は所有する施設の瑕疵や指定管理者の行う業務上の過失に起因する事故等により、市に損害責任が生じることによって被る損害を補填するため、全国町村会総合賠償補償保険に加入し、その保険料は、市が支払うものとする。
- ウ 指定管理者は、市との協議により、利用者及び来館者に係る保険として、市と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入し、その保険料は、指定管理者の負担とする。
- (8) その他
- ア 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に周知すること。
- イ 利用者の意見を施設の運営に取り入れるため、以下に例示する方策を執ること。
(意見徴収事例)
- ・アンケート調査の実施

- ・利用団体、地域の代表者、公募による市民の代表などで構成する委員会を設置
 - ・利用者代表からなる利用者会議を設置
- ウ 公の施設であることを念頭において常に公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利にならないようにすること。
- エ 災害、新型インフルエンザ等の発生等、臨機の処置が必要となった場合は、当該施設が行政対策本部機能、避難所機能、物資備蓄機能、応急救護機能等の役割を担う可能性があることを認識し、市の求めるところに従って必要な協力を行うこと。

9 経費

(1) 経費

- ア 施設の管理運営に要する経費は、市が支払う指定管理料、指定管理者の収入となる利用料金収入、自主事業収入及び指定管理者自らの財源をもってこれに充てるものとする。
- イ 市が支払う指定管理料は、年度ごとに締結する年度協定書に基づき、予算額の範囲内で支払うものとする。

(2) 会計年度

指定管理者業務に関する会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(3) 会計の区分

指定管理者業務に関する経費及び収入は、他の業務に係るものと区分するものとする。

10 行政財産の目的外使用

管理施設の本来の用途又は目的を妨げない範囲において管理施設を目的外に使用する場合は使用者自らが市長へ目的外使用許可の申請をおこなうものとする。なお、市長の許可を受けた使用者は市に目的外使用料を納付するものとする。

11 リスク分担に対する方針

市が想定する主なリスク分担の方針は（別表1）のとおりとする。ただし、事案毎の原因によりリスク分担について帰責事由が不明確な場合や、疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

12 業務報告

指定管理者は、毎年度終了後に本業務に係る年度業務報告書を作成し、翌年度の5月30日までに、市に提出しなければならない。

上記にかかわらず、市は、指定管理者に対し業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて報告を求めることができる。

市は、年度業務報告書等に基づき、指定管理者の業務内容に改善が必要と認める場合は、実地に調査し、又は必要な改善指示を行うことができる。

13 協議

本仕様書に定めのない事項が発生した場合、また、指定管理者の業務について疑義が発生した場合は、市と指定管理者が協議し、決定する。